

平成29年9月29日
農林水産部農産園芸課**新発田市営有機資源センターの肥料取締法違反について（第3報）
～ 堆肥（特殊肥料）の生産・販売が再開されます ～**

肥料取締法違反が認められた新発田市営の有機資源センターから、違反の経緯や再発防止策についての報告を受け、堆肥（特殊肥料）生産の改善状況等について現地調査を行ったところ、堆肥の原料・生産工程等が適切であることを確認しました。

これにより、堆肥の販売を自粛していた同センターで、堆肥の生産・販売を再開します。

1 堆肥の生産再開に向けた動き

日付	対応等
8月29日	違反の経緯や再発防止策についての報告受理
9月15日	現地調査による堆肥生産の改善状況等の確認
9月22日	特殊肥料生産業者届出事項変更届出書の受理 (堆肥の生産工程の変更に伴う届出)
10月6日以降	肥料生産業者による堆肥の生産・販売の開始

※ 違反のあった堆肥は、既に散布済みのものを除いて、現在回収が進められています。

2 生産・販売を開始する堆肥名

新発田市 米倉1号（米倉有機資源センター産）

新発田市 加治川2号（加治川有機資源センター産）

新発田市 板山1号（板山有機資源センター産）※

※ 新発田市 板山1号については、7月26日・27日に実施した立入検査で、平成27年産・28年産の堆肥は肥料取締法上の違反がありましたが、平成29年産の堆肥は違反がないこと（凝集促進材が含まれていないこと）が認められたため、既に生産・販売が開始されています。

本件についてのお問い合わせ先
農産園芸課 課長補佐 渡部
(直通) 025-280-5809 (内線) 2922